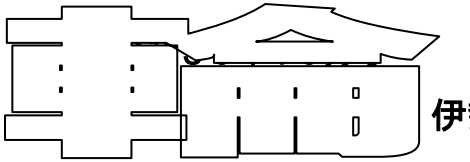

令和４年１０月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター　伊勢市小俣町元町５４０　小俣総合支所２階

TEL0596-22-7894　FAX0596-23-8641　s-soudan@city.ise.mie.jp

令和5年4月設置「こども家庭庁」について

1　令和４年６月 15 日、参議院本会議において、「こども家庭庁」の設置関連法と「こども基本法」が可決、成立し６月 22 日公布されました。これにより、令和５年４月１日に「こども家庭庁」が発足します。

子ども家庭庁は、これまで各省庁が別々に行ってきた子育て支援、子どもの貧困対策、児童虐待防止、少子化対策といった幅広い分野を一元的に集約して受け持ち、専任の大臣が司令塔となり、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、（こどもまんなか社会）子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを目指すとしています。

2　「こども家庭庁」の体制については、総理大臣の直属の機関として内閣府の外局に設置され、各省の大臣への勧告権がある「こども政策担当大臣」が置かれます。大臣のもとには、「こども家庭庁長官」が置かれます。

子どもの権利・利益、福祉、保健、健やかな成長と子育て支援に関する各法律については、こども家庭庁に事務が移管されます。事務の移管によって、「内閣府こども・子育て本部」、「厚生労働省子ども家庭局」は廃止されます。こども家庭庁の組織は「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の３部門です。

(1) 企画立案・総合調整部門は、子どもや子育て当事者の視点に立ったこども政策の企画立案・総合調整と情報発信、広報、調査、統計を担当します。

(2) 成育部門は、妊娠・出産、母親と小さい子どもの健康の支援を行います。「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」の教育や保育の基準について文部科学省と協議します。子どもや保護者の相談対応や情報提供の充実、放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりに取り組みます。

また、子どもの性的被害や事故の防止を推進します。

(3) 支援部門は、困難を抱えるこどもや家庭が困難な状態から脱するか、あるいは軽減することができ、子どもが健やかに成長できるように制度や組織による縦割りの壁や年齢の壁を克服した切れ目のない支援を図るとしています。

3　こども家庭庁は、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案をするため、こども若者の参画や意見反映を進めていくとしています。

対象については基本 18 歳までとしていますが、18 歳や 20 歳と言った年齢で支援が途切れることが無く、大人として円滑な社会生活を送ることができるまでを、社会全体で支えていくことが必要であるとしています。2020 年発表のユニセフによる国際調査で日本の子どもは 38 か国中「身体的健康」では１位でしたが、「精神的幸福度」では 37 位でした。

こども家庭庁の発足により、こどもの最善の利益が考慮された政策が推進されることを期待したいものです。

青少年の日 10月5日　家庭の日 10月16日

三重県子ども・若者育成支援強調月間

期間　令和4年１１月1日（火）～１１月３０日（水）まで

内閣府が主催する「子供・若者育成支援推進強調月間」に呼応した県民運動が、今年も 11 月に実施されます。

令和３年に国の推進本部が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」の目的及び基本理念を踏まえた基本的方針に沿った様々な子ども・若者育成支援が推進されます。

伊勢市青少年相談センターにおいても、健全育成、相談受理、有害環境の浄化、広報等の活動を実施します。

基本的方針

1　すべての子ども・若者の健やかな育成
2　困難を有する子ども・若者やその家族の支援
3　創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援
4　子ども・若者の成長のための社会環境の整備
5　子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援
6　児童の権利に関する条約の広報啓発活動